

智頭町複業協同組合  
コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、智頭町複業協同組合（以下「当組合」という。）が事業活動を行う上で基本原理となるコンプライアンスに係る基本事項を定め、一貫した方針の下に公正、明朗な事業運営の確保に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当組合の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規定の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第2章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス体制)

第3条 コンプライアンス実行の最高責任者は、専務理事とする。

2 コンプライアンスを適切に行うために、最高責任者の下にコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、智頭町複業協同組合全体のコンプライアンスについて統括する。

3 コンプライアンス委員会に特定のコンプライアンス事項への対応を目的とする部会を置くことができる。

4 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会の方針を受けてコンプライアンスに係わる活動を実施する。

(コンプライアンス委員会の構成)

第4条 コンプライアンス委員会の構成は、以下のとおりとする。

- 1 委員長：専務理事
- 2 メンバー：事務局

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (4) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

(5) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、原則として年2回開催する。但し、不祥事発生時等、必要がある場合は随時これを開催する。

(コンプライアンス統括部門)

第7条 当組合の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。

2 コンプライアンス統括部門長は前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 当組合は、役職員のコンプライアンス能力の向上を図るため、教育・訓練・研修等を継続的に実施する。

(組合員・主要取引先とコンプライアンス対策)

第10条 コンプライアンス所管部署は、組合員や主要取引先などに対し、コンプライアンスに係る体制整備の推進について協力を求めるとともに、当組合のコンプライアンス活動と連携が図られるように調整する。

(コンプライアンス監査)

第 11 条 コンプライアンス委員会は、必要に応じ、全社又は特定部門のコンプライアンスに係る監査を実施する。

付則

この規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

1. 本規程の管理責任者は、専務理事とする。
2. 本規程に係わる重要な改定は、理事会の承認を得て行う。